

亀山市告示第39号

亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、道路等に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等（次条を除き、以下単に「ブロック塀等」という。）を撤去する者に対し補助金を交付することにより、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、避難経路を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 倒壊のおそれがあるブロック塀等 れんが造、石造その他の組積造、コンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造による塀及び万代塀並びに門柱であって、次のいずれかに該当する道路等に面する高さ（擁壁上に積まれているものは、擁壁の高さを含む。）が1メートル以上のものをいう。

ア ひび割れ、傾斜などにより倒壊の危険性が高いもの

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に適合していないもの

(2) 道路等 法第42条第1項に規定する道路、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱（平成21年亀山市告示第101号。以下「狭あい道路整備要綱」という。）第2条第1号に規定する狭あい道路、国又は地方公共団体が管理する道路その他の一般交通の用に供している通路をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内に存するブロック塀等の所有者又は管理者であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 一画地の土地の上に存する自らが所有し、又は管理する次に掲げるブロック塀等以外の全てのものを撤去すること。

ア 国又は地方公共団体が撤去するブロック塀等

イ 公共事業の補償の対象であるブロック塀等

(2) 当該ブロック塀等の撤去に関し市の他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としな  
いことができる。

(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等

(2) 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例124号）に規定する使用料

(3) 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）に規定する家賃

(4) 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）に規定する使用料

(5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）に規定する負担金等

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去及び処分に要した経

費の額と撤去するブロック塀等の道路等に面する部分の長さに1メートル当たり1万円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額（20万円を超える場合は、20万円）とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事請負契約の締結又は撤去工事の着手の前に亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に見積書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第7条 申請者は、ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、当該撤去工事が完了した日（以下この条において「完了日」という。）から起算して30日を経過した日又は完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、亀山市ブロック塀等撤去支援事業完了実績報告書（様式第2号）に当該撤去工事に係る支払額が確認できる書類の写しその他関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書

ブロック塀等の撤去を行いたいので、亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が固定資産課税台帳等についての照合及びブロック塀等の検査を行う場合があることに同意します。

記

ブロック塀等の概要	所在地	亀山市	
	種類	塀	・組積造（れんが造、石造、その他（ ）） ・コンクリートブロック造 ・鉄筋コンクリート造 ・万代塀
		門柱	
	ブロック塀等の延長	. m（撤去するブロック塀等の延長を少数第 1 位まで記載）	
道路等に面する高さ	. m		

工事費等	予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事費	円
	補助申請額	円

※添付書類：ブロック塀等の撤去見積書の写し

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

電話番号

### 亀山市ブロック塀等撤去支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたブロック塀等撤去支援事業について、下記のとおり事業が完了したので、亀山市ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

#### 記

1 ブロック塀等の所在地

2 ブロック塀等の種類

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・ブロック塀等の撤去工事に係る支払額が確認できる書類の写し
- ・ブロック塀等の撤去後の写真